

新生「会社法」で配当は どう変わるQ & A

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化要綱案より - 4

【要約】

平成17年に制定される予定の「会社法」では、配当についてもいくつかの改正が予定されている。

主なものを挙げると「いつでも株主総会決議により配当ができる」、「一定の要件を充たせば取締役会限りで配当を決定できる」、「現物配当が可能となる」などである。

ここでは、Q & A形式で、簡単な解説をする。

目次

- Q 1 平成17年(2005年)に制定される「会社法」では、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」が可能になるというのは本当か？
- Q 2 新しい「会社法」では、取締役会限りで配当を決定できるようになるのか？
- Q 3 定款で配当を取締役会限りで決定することを決めた会社の株主は、一切、配当の決定に関与できないのか？例えば、株主総会で配当に関する「株主提案」を行うことは認められないのか？
- Q 4 新しい「会社法」で認められるようになる「現物配当」とは何か？どのような手続で実施できるのか？
- Q 5 今後、配当や中間配当などは、「剰余金の分配」として整理して、統一的に財源規制がかけられるとのことだが、わかりやすく言えばどういうことか？
- Q 6 新しい「会社法」の下では、配当や中間配当などの「剰余金の分配」に対する財源規制はどう変わるのか？

はじめに

今年の通常国会に、現在の商法等を大幅に改正する「会社法(仮称)」の法案が提出される予定である。

まだ法案は公表されていないが、すでにその大枠が決まっている。2004年(平成16年)12月8日に法務省の法制審議会「会社法(現代化関係)部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」(以下、「**要綱案**」)がそれである¹。

本稿では「要綱案」のうち配当に関する部分について、制度調査部に寄せられた質問などを基にQ & A形式で解説を行う。

¹ 「要綱案」全体の概要については、堀内勇世・横山淳「会社法の概要決まる～平成17年商法改正について～」(2004年12月9日DIR制度調査部情報)を参照。



Q 1 平成 17 年 (2005 年) に制定される「会社法」では、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」が可能になるといえるのは本当か？

A 1 「四半期配当」は可能となる。

ただし、現実的には、上場会社などの場合は、同時に、配当等の決定権限を取締役に授権する要件・手続を満足しておく必要があるだろう。

「要綱案」では、配当を含む「剰余金の分配」について、「いつでも、株主総会の決議によって……決定することができる」としている(第 6 計算関係 4(1))。

つまり、現行商法における配当は 1 営業年度に 1 回のみ(営業年度が「1 年」の会社は、それに加えて「中間配当(=金銭の分配)」を 1 営業年度に 1 回できる)という規制は撤廃される。その結果、配当の時期や回数は、必要な手続を踏まえれば、柔軟に行うことが可能となる。

従って、四半期ごとに株主に配当を行う「四半期配当」も新しい「会社法」の下では可能となる。

ただし、前述の通り、配当等の「剰余金の分配」は株主総会の決議が必要とされている。そのため、「四半期配当」を実施するためには、原則として、四半期ごとに株主総会を開催しなければならないこととなる。これは株主数の少ない未公開会社であればともかく、上場会社にとっては実務上、極めて困難であると言えよう。

従って、上場会社が「四半期配当」を実施しようとする場合は、同時に、Q 2 で説明する配当等の決定権限を取締役に授権する要件・手続を満足しておく必要があるものと考えられる。

Q 2 新しい「会社法」では、取締役会限りで配当を決定できるようになるのか？

A 2 一定の要件を充たしている会社は、定款授権により配当を取締役会限りで決定できるようになる。

「要綱案」は、次の要件を充たしている会社は、定款により配当等を含む「剰余金の分配」を取締役会の決議で決定できることを定めることができる、としている(第 6 計算関係 4(3))。

取締役会を設置している。

会計監査人を設置している。

取締役の任期を 1 年()としている。

(委員会等設置会社以外の場合) 監査役会を設置している。

() 正確には「選任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで」である。

つまり、上記の要件を充たしていれば、定款授権により配当を取締役会限りで決定できるという訳である。

ただし、「剰余金の分配」のうち、株主総会の特別決議が必要とされている事項²は、決定を取締役に授権することはできない。

また、定款で配当等の決定権を取締役に授権している場合、営業報告書に「剰余金処分の理由その他法務省令に定める事項」を開示する義務が課されることとなる。

Q 3 定款で配当を取締役会限りで決定することを決めた会社の株主は、一切、配当の決定に関与できないのか？例えば、株主総会で配当に関する「株主提案」を行うことは認められないのか？

A 3 会社は、定款で配当を株主総会の決議では決定しない、と決めることができる。逆に言えば、そうした定款の規定を設けていない会社の場合は、株主が配当に関する「株主提案」を行うことは可能と考えられる。

前述(Q 2)のように、一定の要件を充たす会社は、定款授権により配当等の「剰余金の分配」を取締役会限りで決定することができる。

こうした会社については、その配当方針等に不服のある株主が、株主総会において配当に関する「株主提案」³を提起すること(配当議題提案権)が認められるのか、という問題が生じる。

これは株主権と定款自治あるいは経営判断とのバランスという大変難しい問題だと言える。そのため、2003年に公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案」の段階では、複数の案が併記されていた。

最終的に「要綱案」では、「定款で……株主総会の決議によって決定することができない旨を定めることができる」、つまり、定款で配当議題提案権がないことを定めることができるとされた⁴(第6計算関係 4(3))。

(配当等の決定権を取締役に授権する定款規定に加えて)こうした株主の配当議案提案権を制限する定款の規定を設けた会社の株主は、配当に関する「株主提案」を株主総会に提起することは認められないこととなる。

その結果、こうした会社の株主は、直接には配当の決定に関与することはできなくなる。仮に、配当政策に不満があっても、取締役の選任に「反対票」を投じるか⁵、保有する株式を売却することで、間接的に抗議の意思を表明するほかはないこととなるだろう。

逆に、配当議案提案権を制限する定款規定を設けていない会社の株主であれば、(配当等の決定権が定款で取締役会に授権されていたとしても)株主総会で配当等に関する株主提案を行うことが可能である、と考えられるだろう。

² 具体的には、現物配当(株主の請求により現物に代えて金銭が支払われる場合を除く)、特定の者からの自己株式の有償取得、資本金減少(減資)を行って株主に払戻す、などが該当すると考えられる。

³ 株主提案権が認められるのは、6ヶ月前から引続き総株主の議決権の1%以上又は300個以上の議決権を有する株主である(商法232の2)。

⁴ 「要綱試案」で併記された案の中では、b案に相当する。

⁵ 前述(Q 2)の通り、配当等を取締役会限りで決定できる会社の取締役の任期は1年とされているため、毎年、改選されて、株主の信を仰がなければならない。

Q 4 新しい「会社法」で認められるようになる「現物配当」とは何か？どのような手続で実施できるのか？

**A 4 株主に配当等として金銭以外の財産を分配することを意味する。
手続としては、原則、株主総会の特別決議が必要とされる。**

現物配当とは、株主に配当等として金銭以外の財産（現物）を分配することである⁶。

現行商法の下では、配当として金銭以外の財産を分配することについては明文の規定がなく、そのため、その可否を巡っては様々な議論があった。また、中間配当については、法律上、「金銭の分配」と明記されていた。

「要綱案」では、現物配当が可能であることを認めた上で、原則として、株主総会の特別決議が必要としている（第6計算関係 4(2)）。

ただし、株主からの請求があれば、分配される財産に代えて、その財産の価額に相当する額の金銭を分配する場合、即ち、株主が希望すれば金銭で配当を受け取れるのであれば、特に現物配当が株主に不利益を与えることはないと考えられる。

従って、この場合には、通常の手続で現物配当を行うことが可能とされている。つまり、株主総会の普通決議（一定の要件を充たせば定款授權により取締役会の決議）でできることとなる。

Q 5 今後、配当や中間配当などは、「剰余金の分配」として整理して、統一的に財源規制がかけられるとのことだが、わかりやすく言えばどういうことか？

A 5 配当、中間配当、自己株式取得などは、会社財産を株主に払い戻すものであるという点では共通の性格を持っている。そこで、これらに充てることのできる上限額の計算方法を、横断的な共通のものにしようということである。

要綱案では、次のものをまとめて「剰余金の分配」と整理することとしている。

配当
中間配当
資本（金）・準備金の減少に伴う払戻し
自己株式の有償取得（注）

（注）自己株式の取得のうち、次のものは財源規制の対象外とされる。
合併、分割、営業全部の譲渡により、相手方の有する自己の株式を取得する場合
合併、分割、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受の際の反対株主の買取請求に応じて買い受ける場合
単元未満株主の買取請求権に応じて買い受ける場合

⁶ いわゆる株主優待制度が「現物配当」に該当するか否かについては見解が分かれている。ここでは、議論を簡潔にするために、いわゆる株主優待制度については考慮しないこととする。

これらは、全て会社財産を株主に払い戻すものであるという点で共通の性格を持っている。しかし、現行商法では、改正に次ぐ改正が重ねられたこともあり、これらに充てることのできる上限額の規制も次のようにバラバラのものとなっている。

【現行商法における株主への払戻し方法と上限額の規制】

株主への払戻し方法	根拠規定	上限額
配当	商 290	配当可能利益
中間配当	商 293 / 5	中間配当限度額
自己株式取得(定時総会決議によるケース)	商 210	配当可能利益 + その定時総会での資本・法定準備金減少額(A) - (A)のうち株主への払戻しなどに充てる金額 + その定時総会での損失処理議案の承認決議により資本欠損に填補した法定準備金
自己株式取得(定款授權に基づく取締役会決議によるケース)	商 211 / 3	中間配当限度額 - 中間配当の支払額
資本の減少に伴う払戻し	商 375	減少する資本の額(B) - (B)のうち欠損の填補や株式の消却に充てる金額
法定準備金の減少に伴う払戻し	商 289	減少する法定準備金の額(C) - (C)のうち欠損の填補に充てる金額

しかし、これらに対して財源規制が課されていることの趣旨は、いずれも会社財産の不当な流出を防ぎ、会社債権者への責任財産を保全することにある点では変わらない。その意味では、個別にバラバラの財源規制を設ける理由はないことになる。

そこで要綱案では、配当、自己株式取得などを一律に「剰余金の分配」と位置づけて、これらに充てることのできる上限額の計算方法を、統一的・横断的なものにするとしているのである(第6 計算関係 1)。

Q 6 新しい「会社法」の下では、配当や中間配当などの「剰余金の分配」に対する財源規制はどう変わるのか?

A 6 配当等の時期や回数を柔軟にする予定であることから、期中に随時、配当等が行われたとしても対応可能な計算式となるが、基本的には現行法の実質が大きく変わることはない。ただ、一定の要件の下で、期間損益の反映を可能とする制度が設けられる予定である。

要綱案による配当などの「剰余金の分配」の分配可能額(=財源規制)を算式にまとめると、概ね次のようになるだろう(第6 計算関係 2(1))。

$$\text{「剰余金の分配」の分配可能額} = A - (B + C) \pm D$$

- A : 最終の貸借対照表上の留保利益等の額
- B : 最終の貸借対照表上の自己株式等の価額
- C : 当期に分配した金銭等の価額
- D : 当期の分配可能額の増減(資本金の減少など)

これは、配当等の回数・時期が柔軟にできるようになることを受けて(Q 1、Q 2 参照)、期

中に随時、配当等が行われても対応可能な計算式となっているが、基本的には現行法の実質を変更するものではない、と説明されている。

ただ、以下の点については、現行の配当可能利益等の考え方と異なる部分もある。

【純資産額による制限】

資本金の額にかかわらず、純資産額が 300 万円未満の場合は、剰余金があっても株主に分配することは認められない（第 6 計算関係 2 (2)）。

これは、最低資本金規制が廃止されることから、いついの純資産額が現実に確保されなければ、配当等を認めないとしたものである。

【期間損益の反映】

原則として、「剰余金の分配」の分配可能額に期間損益は反映させないこととされている（この点は現行と同じ）。

ただし、期中において決算手続に準じた手続を行えば、分配可能額に、その時点までの期間損益を反映させる制度を設けることとされている（第 6 計算関係 2 (3)）。